

(9) 事業主・各種免許等

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
法人の代表者	法人の代表者 (法人市民税の申告義務のある法人)	法人等の異動申告 (代表者の変更)	<input type="checkbox"/> 代表者変更後の登記簿謄本 [手続期限] 代表者が変更になった日から <u>1か月以内</u>	市役所 市民税課 (本館2階) TEL:20-5306 FAX:20-5748
屋外広告	屋外広告物管理者	屋外広告物表示 管理者等変更の 届出	右記窓口へお問合せください。	市役所 監理課 (本館4階) TEL:20-5555
	特例屋外広告 業届出者	特例屋外広告業 の届出事項変更		
保健衛生免許関係	保健衛生関係の 免許証をお持ちの方	登録の抹消申請	<input type="checkbox"/> 除籍抄本 <input type="checkbox"/> 現に受けている免許証 届出者は、戸籍法による死亡の届出 義務者(同居の親族、その他の同居 者、家主・地主または家屋若しくは 土地の管理人等)です。 [手続期限] 亡くなられた日の翌日から <u>30日以内</u>	
	<対象となる免許証の種類> 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、 臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士、 栄養士			
診療所関係	診療所・助産 所を個人で営 んでいる方	診療所または助 産所の開設者が 死亡した場合の 届出	<input type="checkbox"/> 開設者との続柄を記載した届出者 の戸籍抄本 届出者は、戸籍法による死亡等の届 出義務者(同居の親族、その他の同 居者、家主・地主または家屋若しく は土地の管理人等)です。 [手続期限] 亡くなられた日の翌日から <u>10日以内</u>	福井市保健所 保健企画課 (西木田2-8-8) TEL:33-5182 FAX:33-5473
施術所・歯科技工所関係	対象事業所を 個人で営んで いる方	事業所の廃止の 届出	[手続期限] 亡くなられた日の翌日から <u>10日以内</u>	
	<対象となる事業所> 施術所(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復)、歯科技工所			
薬局等関係	対象事業所を 個人で営んで いる方	事業所の廃止の 届出	<input type="checkbox"/> 現に受けている 許可証または登録証 [手続期限] 亡くなられた日の翌日から <u>30日以内</u>	
<対象となる事業所> 薬局、医薬品販売業(店舗販売業)、毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者、高 度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業				

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
飲食・食品製造販売	飲食店、食品製造・販売業等を営んでいる方	廃止または承継の届出 等	□現に受けている営業許可証 等 承継（相続）の際は、必ずご相談ください。	<p style="text-align: center;">福井市保健所</p> <p style="text-align: center;">生活衛生室 (西木田 2-8-8) TEL:33-5183 FAX:33-5473</p>
生活衛生関係営業	対象となる事業所の営業許可等を受けている方	廃止または承継の届出 等	<p>□現に受けている 営業許可証または検査確認済証 業種や承継の内容に応じて、必要な書類が異なりますので、右記窓口にお問合せください。</p> <p>事業承継（相続）の際は、必ずご相談ください。</p> <p>[手続期限] 温泉利用施設、旅館・ホテル・簡易宿所等を相続する場合、営業者が亡くなった日の翌日から<u>60日以内</u>にお手続きください。 60日を超えてしまうと、新規で許可の申請が必要となり、手数料が高くなります。</p>	
<p>〈対象となる事業所〉 理容所、美容所、クリーニング所、興行場（映画館等）、旅館・ホテル・簡易宿所等、公衆浴場、温泉利用施設</p>				
生活衛生免許関係	生活衛生関係の免許をお持ちの方	免許証の返納 名簿登録の消除 死亡の届出（ふぐ処理登録者）	詳しくは、右記窓口へお問合せください。	
<p>〈対象となる免許証の種類〉 調理師、製菓衛生師、ふぐ処理登録者、クリーニング師</p>				
特定建築物	特定建築物の所有者	廃止または変更の届出 等	詳しくは、右記窓口へお問合せください。	
動物取扱業	ペットショップ、ペットホテル等を営んでいる方	廃業届	<p>□現に受けている登録証（第一種動物取扱業の場合）</p> <p>詳しくは、右記窓口へお問合せください。</p>	